

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	豊島邸の利活用に向けた詳細協議に関する協定書の締結について	文化政策課
2	関東学院大学小田原キャンパスの所有権移転について	
3	第三次小田原市子ども読書活動推進計画（案）について	図 書 館
4	第2期小田原市健康増進計画（素案）について	健康づくり課
5	令和3年度小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について	教育指導課

令和4年12月7日

豊島邸の利活用に向けた詳細協議に関する協定書の 締結について

1 進捗状況

豊島邸の利活用については、豊島邸の歴史的な価値等を踏まえ、着実に維持・管理を行いつつ、民間活力を生かした新たな魅力と価値を創出し、地域貢献に配慮した利活用を目的とする民間提案を募集し、(株)JSフードシステムの提案が採用された。

令和4年(2022年)11月30日に、相互に協力し、提案内容を確実かつ円滑に事業化することを目的とする「豊島邸の利活用に向けた詳細協議に関する協定書」を締結し、引き続き詳細協議を行う。

2 詳細協議の項目

- (1) 事業の内容及び実施スケジュール
- (2) 建物の管理及び改修内容
- (3) 土地建物の賃貸借の条件
- (4) その他必要な事項

3 採用提案の概要

- (1) 提案名称
「豊島鰻寮 一月庵(としままんりょう いちげつあん)」
- (2) 概要
 - ア 小田原の旧城下町の武家地を彷彿とさせる趣のある料理(うなぎ料理など)の提供
 - イ 小田原を活動拠点にしている芸術家などを応援できるよう画廊を解放
- (3) 地域連携・地域貢献
 - ア 主に小田原在住及び小田原を活動拠点としている作家、芸術家等、若手からベテラン、アマチュアからプロまで応援できるよう画廊を解放
 - イ 地域の方々に対してコミュニケーションを目的とした自治会等の集まりもしくは組内等の集まりの場所として提供

4 今後の予定

関係法令の調整	(12月中旬まで)
地元説明会	(12月中旬)
改修工事	(1月初旬から1月下旬)
土地建物賃貸借契約	(1月下旬)
レセプション	(2月初旬から2月中旬)
グランドオープン	(2月下旬)

関東学院大学小田原キャンパスの所有権移転について

関東学院大学が他学校法人などと教育連携を行い、小田原キャンパスを承継することにより、大学を新設することの可能性について、関東学院大学と協議を行っている。

令和4年（2022年）11月10日（木）、関東学院大学小田原キャンパス開設に関する協定書第9条に基づく協議会第4回を開催し、学校法人関東学院の規矩理事長及び学校法人小田原教育メディアの西理事長から、次のとおり報告があった。

1 主な内容

- ・学校法人小田原教育メディアは、日本先端工科大学（仮称）の開学目標を、令和7年（2025年）4月に変更する。また、文部科学省への開学申請を、認可に向けて万全を期すため令和5年（2023年）10月に延期する。
- ・学校法人小田原教育メディアは、日本先端工科大学（仮称）の開学に向け、教授陣の確保に取り組んでおり、約45人の教授候補者を確保している。
- ・学校法人関東学院は、日本先端工科大学（仮称）の開学を全面的に支援すべく、学校法人小田原教育メディアへの小田原キャンパスの校地の無償贈与、校舎の売却、所有権移転の手続きを、令和5年（2023年）10月の開学申請に向け、年内より着手する。
- ・日本先端工科大学（仮称）に対して、米マイクロソフト創業者であるビル・ゲイツ氏から奨学金に対する寄附が予定されている。また、日本の企業向けの法人寄附のお願い活動を令和5年度に行っていく計画である。
- ・所有権移転の完了及び日本先端工科大学（仮称）の開学申請の状況について、「関東学院大学小田原キャンパス開設に関する協定書第9条に基づく協議会」において報告する。

第三次小田原市子ども読書活動推進計画（案）について

1 計画策定の背景と経過

(1) 計画策定の意義

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）に掲げられた基本理念にのっとり、地域の実情を踏まえた子どもの読書活動を推進するため、関連施策を取りまとめた計画を策定する。

(2) 国・県の動向

○国の動向 「子ども読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年 12 月施行）
「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」
(平成 30 年 4 月策定)

○県の動向 「かながわ読書のススメ
～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～」
(平成 31 年 3 月策定)

(3) 本市計画の経過

○第一次小田原市子ども読書活動推進計画（平成 22 年（2010 年）9 月策定）

○第二次小田原市子ども読書活動推進計画（平成 29 年（2017 年）3 月策定）

第二次計画では、第一次計画の考え方を踏まえた上で、子ども読書活動の推進を通して、「考えられる」「伝えられる」「大切にできる」子どもを育てていくことを目指し、取組を進めてきた。

2 本市の第二次計画期間における取組の成果と課題

第三次計画策定にあたり、令和 3 年 7 月～9 月に「子どもの読書活動に関するアンケート」調査を実施するとともに、関係所管にヒアリングを行い、第二次計画における取組の成果と課題を次のとおり検証した。

アンケート調査項目		平成 27 年度	令和 3 年度
乳幼児のいる家庭で本を読む子どもの割合		78.2%	90.4%
本を読む児童生徒の割合	小学生	93.3%	85.5%
	中学生	89.7%	86.8%

ア 家庭における子ども読書活動の推進

主な取組	子育て支援センターでの読み聞かせ会やおすすめ本の紹介、絵本コーナーの設置
成 果	乳幼児のいる家庭で本を読む子どもの割合が増加
課 題 等	保護者に対する読書活動の啓発や読み聞かせなどの読書活動の支援

イ 地域における子どもの読書活動の推進

主な取組	ブックリスト作成・配布や児童行事の開催、放課後児童クラブ等への配本
成 果	児童書とティーンズ向け図書の年間貸出冊数がともに増加
課 題 等	児童書の貸出冊数は増えているものの、図書館を利用する子どもが減少

ウ 学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の推進と連携

主な取組	小中学校での朝読書やブックトークの実施、公立幼稚園・保育所で読み聞かせの実施
成 果	団体登録率が増加
課 題 等	小中学生の読書率が減少しているため、読書への興味を持たせる工夫が必要

エ 小田原ゆかりの文学を通じた子ども読書活動の推進

主な取組	小田原文学館特別展等の開催や童謡大使によるコンサート等の童謡事業の実施
成 果	藤田湘子記念小田原俳句大会への小中学生の応募数が増加
課 題 等	文学だけでなく文化資産全般に着目した取組の検討

オ 新たな図書施設の中での子ども読書活動の推進

主な取組	積極的な情報発信の実施や子育て支援センターとの連携
成 果	児童書やティーンズ向け図書の貸出冊数の増加
課 題 等	引き続き利用しやすい図書館に向けた課題の検証

3 第三次子ども読書活動推進計画（案）の概要

(1) 子ども読書活動の推進でめざす姿

「人生をより豊かに生きるための力」を身に付ける

(2) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とし、本市総合計画等との整合と、施策・事業間の調整・連携を図る。

(3) 基本方針

ア 家庭・図書館・学校等それぞれの機能や特性を生かした読書活動の推進

本の魅力を知り、自主的に読書に親しむことで読書習慣を身に付けることができるよう、家庭・図書館・学校などが、それぞれの機能や特性を発揮し、子どもたちの身近な場所で、いつでも本を手にすることができる環境を整えていく。

イ 取組を行う関係機関や団体の連携の推進

家庭、図書館、学校及び行政が補完・連携しながら、取組や情報の共有化を図り、子どもの読書活動を点から面への取組に広げていく。

ウ すべての子どもたちが素晴らしい本と出会い、読書に親しむことができる機会の提供

配慮が必要な子どもを含む、すべての子どもたちが、あらゆる場で素晴らしい本と出会い、読書に親しむことができるように、その機会を提供していく。

(4) 計画推進のための方策

方 策	取 組
① 家庭における子ども読書活動の推進	「家読（うちどく）」の推進
	ブックリストの作成と活用
	乳幼児と保護者への支援
	家庭教育講座との連携
② 図書館における子ども読書活動の推進	図書資料等の充実と利活用の促進
	ブックリストの作成と活用（再掲）
	図書館への来館促進
	ボランティア団体との連携と支援
	職場体験・体験学習の受け入れ
	読書活動推進講演会の実施
	地域等における読書活動の支援
	支援を必要とする子どもの読書活動の推進 子どもや子育て世帯が気兼ねなく図書館を利用できる意識の醸成
③ 学校等（幼稚園やこども園、保育所含む）における子ども読書活動の推進と連携	学校における読書活動の推進と学校図書館との連携強化
	幼稚園やこども園、保育所などにおける読書活動の推進
④ ティーンズの利用を促すための読書活動の推進	ティーンズを対象とした事業の実施
	電子図書館の利用促進
⑤ 地域資源を通じた子ども読書活動の推進	小田原文学館への来館促進
	小田原ゆかりの童謡・詩歌の普及
	小田原が登場する作品等の紹介
⑥ 子どもの読書活動推進に向けた人材育成	図書館員の資質向上

(5) 今後のスケジュール

令和4年12月～

令和5年1月 意見公募の実施

令和5年1月 教育委員会定例会で意見公募の結果報告

令和5年2月 図書館協議会で意見公募の結果報告

令和5年2月 定例会前厚生文教常任委員会で意見公募の結果報告

令和5年3月 第三次小田原市子ども読書活動推進計画策定

第2期小田原市健康増進計画（素案）について

1 概要

(1) 計画策定の趣旨

小田原市健康増進計画は、全ての市民が健康で元気に安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、平成25年3月に策定し、令和4年度までの10年間、各種施策を推進してきた。

「第2期小田原市健康増進計画」では、小田原市における健康づくりを、より包括的・効果的に進めるとともに、市民の健康意識向上に向け、より分かりやすく伝えていくため、これまで別に策定していた本市の「健康増進計画」「食育推進計画」「自殺対策計画」を一体化して策定することとした。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法の規定に基づく「市町村健康増進計画」を基本とし、食育基本法に基づく「市町村食育推進計画」と、自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」を包括し、一体的な計画として策定する。

さらに、本計画は、国の「健康日本21（第二次）」、神奈川県「かながわ健康プラン21（第2次）」など関連諸計画との整合性を図るとともに、小田原市総合計画「2030ロードマップ1.0」の重点施策である「健康寿命の延伸」を実現させるため、上位計画である「小田原市地域福祉計画」とも整合した個別計画として推進する。

(3) 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間

2 計画の基本理念・基本目標等

(1) 基本理念

いつまでも自分らしく 心もからだも健やかに暮らせるまち小田原

(2) 基本目標

健康寿命の延伸

(3) 基本方針

- ①生涯を通じた健康づくり
- ②みんなで取り組む食育のまちづくり
- ③みんなで支え合うこころの健康づくり
- ④生活習慣病の予防を中心とした健康づくり
- ⑤市民・企業等と協働した健康づくり

(4) 重点施策

- ①健診受診からはじめよう高血圧対策プロジェクト
- ②乳幼児期からの切れ目ない歯科保健の推進強化
- ③市民の健康増進の環境づくり

(5) 分野別施策

- ①栄養・食生活 ②身体活動・運動 ③休養
- ④飲酒 ⑤喫煙 ⑥歯と口腔の健康 ⑦こころの健康
- ⑧次世代の健康 ⑨高齢者の健康 ⑩がん
- ⑪循環器疾患 ⑫地域 ⑬情報戦略

3 計画の推進体制

健康づくりは、市民一人ひとりの努力だけでなく、家庭、団体、教育機関や研究機関、医療機関、企業、行政等それぞれが担っている役割を果しながら、これらを有効に機能させていくことが必要となる。

本計画の基本理念の実現に向けては、計画を総合的かつ効果的に推進していくため、これら多様な主体による取組や交流・連携を深めながら、小田原市全体が一体となり、協働して取り組んでいく。

4 策定のスケジュール

時期	項目
令和4年7月28日	第1回小田原市健康増進計画推進委員会 ・委員の委嘱及び諮問 ・第2期小田原市健康増進計画策定について ・健康増進拠点について ほか
令和4年10月27日	小田原市健康増進計画推進委員会 第1回部会 ・小田原市健康増進計画推進委員会部会について ・健康増進拠点の機能について（意見交換）
令和4年11月24日	第2回小田原市健康増進計画推進委員会 ・小田原市健康増進計画推進委員会第1回部会について（報告） ・第2期小田原市健康増進計画（素案）について ほか
令和4年12月7日	厚生文教常任委員会報告
令和4年12月15日 ～令和5年1月13日	パブリックコメントの実施
令和5年1月19日 （予定）	小田原市健康増進計画推進委員会 第2回部会 ・健康増進拠点の機能について（意見交換）
令和5年2月上旬 （予定）	第3回小田原市健康増進計画推進委員会 ・小田原市健康増進計画推進委員会第2回部会について（報告） ・計画素案に対するパブリックコメントの結果について ・第2期小田原市健康増進計画（最終案）について ほか
令和5年2月下旬 （予定）	厚生文教常任委員会報告
令和5年3月（予定）	第2期小田原市健康増進計画策定完了

令和3年度小田原市立小中学校の 暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

1 調査対象期間

令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

2 調査項目

暴力行為、いじめ及び長期欠席(不登校等)

3 調査結果(参考資料5-1参照)

(1) 暴力行為の状況等

状況：令和3年度の1,000人あたりの発生件数は、全国や県と比較しても大きく増加

要因：感染症対策の緩和に伴う子ども同士が関わる機会の増加
感染症の影響による児童生徒のストレスの蓄積

(2) いじめの状況等

状況：令和2年度と比較し、小学校では大幅に増加、中学校では減少
個々のいじめ事案は、ほとんどが解消

要因：教職員の積極的ないじめ認知の定着(小学校の大幅な増加)
いじめの早期発見、解消に向けた指導・支援、見守りの成果

(3) 長期欠席の状況等

状況：小中学校ともに増加。出現率は全国や県よりやや高水準
「無気力、不安」によるものが60%程度

要因：生活のリズムの乱れ

4 今後の主な取組

(1) 暴力行為・(2) いじめ

- ・ 道徳を柱とし教育活動全体を通じた人権教育の充実
- ・ 児童生徒一人ひとりの状況に丁寧に対応
- ・ ソーシャルスキルトレーニングやアンガーマネジメント等の様々な教育手法の活用
- ・ 研修等による教職員の指導力向上、関係機関と連携した取組の実施

(3) 長期欠席

- ・ 児童生徒一人ひとりの自己肯定力・有用感を育成
- ・ 早期発見・早期対応による不登校の未然防止
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の活用
- ・ おだわら子ども若者教育支援センターの相談窓口の周知、支援環境や人的支援の充実
- ・ 外部機関との連携によるチーム支援や支援体制づくり